

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年10月2日提出
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 裕之
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目2番16号
【事務連絡者氏名】	野上 英樹
【電話番号】	03-5290-3517
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	パン・アフリカ株式ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年12月24日付をもって提出した有価証券届出書（平成27年6月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）につきまして、当ファンドが予定しております信託約款の変更手続開始および関係情報等の更新に伴い、訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 \_\_\_\_\_ は訂正内容を示します。

## 第一部【証券情報】

### （４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

（略）

1 日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

（略）

<訂正後>

（略）

1 日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得の申込みを受付けないものとします。<sup>\*</sup>

\* 平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

1 日本における委託会社および販売会社（受益権の取得の申込みの取扱いを行う第一種金融商品取引業を行う者及び登録金融機関を総称して、以下「販売会社」といいます。）の営業日に限り、申込みの取扱いは行われます。ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

（略）

### （12）【その他】

以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

申込証拠金

ありません。

日本以外の地域における発行

ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

<信託約款変更のお知らせ>

当ファンドにつきまして、下記の通り、信託約款の変更を予定しております。

#### 1. 変更理由

当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」は、純資産総額が一定の水準を下回ったこと等を背景に、繰上償還する予定である旨インベストック社より通知を受けました。

同外国籍投資信託の繰上償還については、誠に残念ながら回避することができないため、下記変更を行わない場合は、外国籍投資信託の繰上償還に伴い当ファンドも繰上償還（信託終了）することとなります。

弊社としては、基本コンセプトが同様である外国籍投資信託「マルチ ストラテジーズ ファンド UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」を、当ファンドの新たな主要投資対象とし代替することによって当ファンドの運用を継続することが、既存受益者の利益に資すると判断しました。

## 2. 変更内容

### 主要投資対象とする外国籍投資信託

変更前	外国籍投資信託	<u>インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド</u>
	投資顧問会社	<u>インベストック・アセット・マネジメント・リミテッド</u> (インベストック社)
変更後	外国籍投資信託	<u>マルチ ストラテジーズ ファンド UBPアフリカン・エクイティ・ファンド</u>
	投資顧問会社	<u>ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー (ロンドン支店)</u>

当ファンドは、上記外国籍投資信託のほか、国内籍親投資信託「損保ジャパン日本債券マザーファンド」にも投資します。国内籍親投資信託の内容に変更はございません。

なお、外国籍投資信託の入替は平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降、段階的に行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。外国籍投資信託の概要は、後掲 主要投資対象の投資信託証券の概要 をご参照ください。

また、上記の変更が決定した場合には、以下についても変更を行います。

### 購入・換金の申込不可日

変更前	<u>ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日</u>
変更後	<u>ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日</u>

### 運用管理費用（信託報酬）

変更前	運用管理費用（信託報酬）	年率 <u>1.1232%</u> （税抜1.04%） ・配分（税抜）：委託会社0.40%、販社会社0.60%、受託会社0.04%
	外国籍投資信託の信託報酬等	年率 <u>1.15%</u>
	実質的な運用管理費用（信託報酬）	年率 <u>2.2732%</u> （税抜2.19%）
変更後	運用管理費用（信託報酬）	年率 <u>1.0692%</u> （税抜0.99%） ・配分（税抜）：委託会社0.35%、販社会社0.60%、受託会社0.04%
	外国籍投資信託の信託報酬等	年率 <u>1.10%</u>
	実質的な運用管理費用（信託報酬）	年率 <u>2.1692%</u> （税抜2.09%）

## 3. 手続き日程

- ・受益者の確定 平成27年10月5日
- ・書面による議決権の行使期限 平成27年11月11日
- ・書面による決議の日 平成27年11月12日
- ・信託約款変更適用日 平成27年11月30日

本信託約款の変更は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決されます。

上記の議決権口数による賛成を得られず、本書面決議が否決された場合は、信託約款の変更は行いません。この場合、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。なお、本信託約款の変更が否決された場合、外国籍投資信託の繰上償還に伴い当ファンドの運用を継続することが困難となるため、当ファンドを繰上償還（信託終了）させる可能性があります。

信託約款の変更決定につきましては、弊社ホームページにてご確認いただけます。

## &lt; 信託約款新旧対照表 &gt;

## 追加型証券投資信託 パン・アフリカ株式ファンド

変更後	変更前
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方針 (2) 投資態度 主として別に定める投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指します。</p> <p>原則として、別に定める投資信託証券のうち外国籍投資信託への投資比率を可能な限り高位に保ちます。 (略)</p> <p>外国籍投資信託における組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方針 (2) 投資態度 主として「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指します。</p> <p>原則として、「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。 (略)</p> <p>「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」における組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 (略)</p>
<p>受益権の申込単位、価額および手数料 第12条 (略)</p> <p>第1項の規定にかかわらず、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。 (略)</p>	<p>受益権の申込単位、価額および手数料 第12条 (略)</p> <p>第1項の規定にかかわらず、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、第1項による受益権の取得の申込みを受付けないものとします。 (略)</p>
<p>信託報酬の額および支弁の方法 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の99の率を乗じて得た額とします。 (略)</p>	<p>信託報酬の額および支弁の方法 第32条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第29条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の104の率を乗じて得た額とします。 (略)</p>

<p>信託契約の一部解約 第38条（略）</p> <p>第1項の規定にかかわらず、ヨハネスブルグ、<u>ロンドン</u>、<u>ダブリン</u>のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>（略）</p>	<p>信託契約の一部解約 第38条（略）</p> <p>第1項の規定にかかわらず、ヨハネスブルグ、<u>ルクセンブルグ</u>、<u>英国</u>のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。</p> <p>（略）</p>
<p style="text-align: center;">付 表</p> <p>1.別に定める投資信託証券 <u>運用の基本方針</u>、約款第12条第8項、第16条第1項、第35条第4項および第38条第6項の「別に定める投資信託証券」とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。</p> <p>外国籍投資信託 「Multi Strategies Fund - UBP African Equity Fund」</p> <p>外国籍投資信託 「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」</p> <p>親投資信託 「損保ジャパン日本債券マザーファンド」</p>	<p style="text-align: center;">付 表</p> <p>1.別に定める投資信託証券 約款第12条第8項、第16条第1項、第35条第4項および第38条第6項の「別に定める投資信託証券」とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。</p> <p>外国籍投資信託 「Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund」</p> <p>親投資信託 「損保ジャパン日本債券マザーファンド」</p>

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を図ることを目的として、「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。

（略）

##### <ファンドの特色>

（略）

<訂正後>

当ファンドは、信託財産の中長期的成長を図ることを目的として、「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」<sup>\*</sup>および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、「マルチ ストラテジーズ ファンド UBP アフリカン・エクイティ・ファンド」に変更する予定です。詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

なお、信託約款変更後、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

（略）

##### <ファンドの特色>

（略）

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

## 変更後のファンドの特色



アフリカの成長によって恩恵を受ける企業の株式(アフリカ関連株式<sup>※</sup>)等を実質的な投資対象とし、信託財産の中長期的成長を目指します。

※アフリカに本拠を置く企業または、アフリカでビジネスを拡大していくことが、期待される企業の株式をいいます。

●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

- ・当ファンドは、主として「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド<sup>※1</sup>」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。
- ・原則として、「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド<sup>※1</sup>」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。
- ・「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド<sup>※1</sup>」の組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いません。

### <投資対象とする外国投資信託に関して>

(投資顧問会社)ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)

- ・スイスを代表する資産運用会社の一つ
- ・1969年スイスで設立。グローバルに25拠点を展開
- ・運用資産額:931億スイスフラン(約12兆3,115億円)
- ・世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

(2015年6月末現在)

・ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピーエスエーは、アフリカ大手銀行であるスタンダード銀行からの各種情報(アフリカ諸国の財政・経済情報、個別企業のリサーチ情報等)も活用し、銘柄選定を行います。

※1 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の正式名称及び概要については後掲<主要投資対象の投資信託証券の概要>をご覧ください。また、名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

※2 当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。

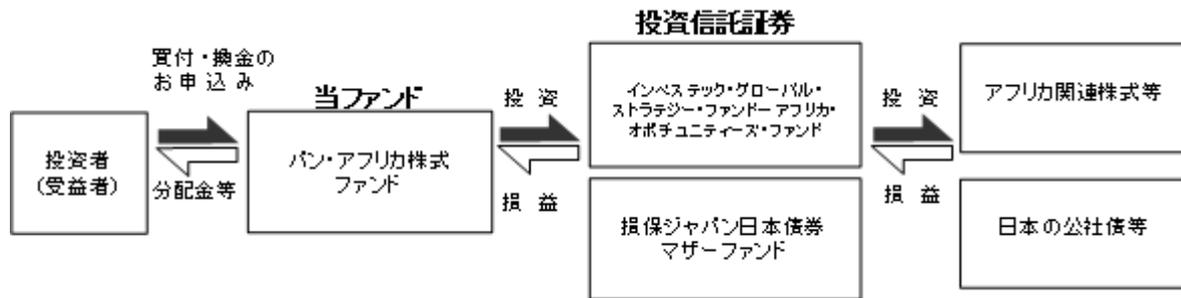
同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

## (3) 【ファンドの仕組み】

&lt;訂正前&gt;

ファンドの仕組み

(略)



(略)

委託会社等の概況

( ) 資本金の額 1,550百万円 (平成27年4月末現在)

(略)

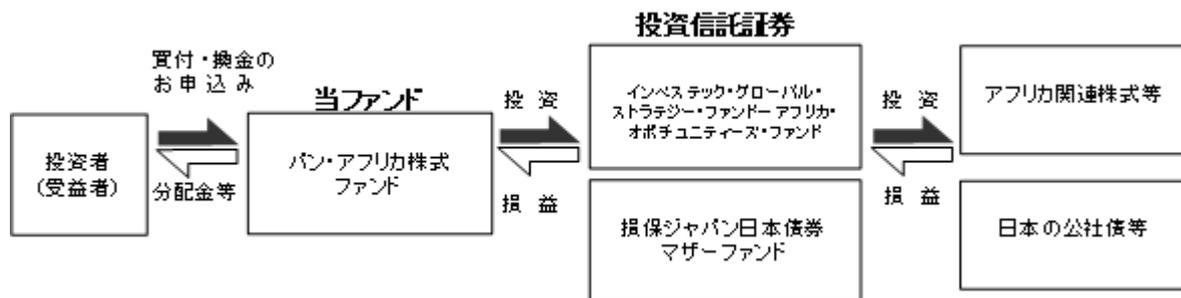
( ) 大株主の状況 (平成27年4月末現在)

(略)

&lt;訂正後&gt;

ファンドの仕組み

(略)



\* 平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。



なお、当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベステック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド UBPAフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

(略)

委託会社等の概況

( ) 資本金の額 1,550百万円 (平成27年7月末現在)

(略)

( ) 大株主の状況 (平成27年7月末現在)

(略)

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

<訂正前>

(略)

投資態度

(略)

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して「インベストエック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を選定しました。

<訂正後>

(略)

投資態度<sup>\*</sup>

(略)

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して「インベストエック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を選定しました。

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

投資態度

( ) 主として別に定める投資信託証券に投資を行い、信託財産の中長期的成長を目指します。

( ) 原則として、別に定める投資信託証券のうち外国籍投資信託への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

( ) 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

( ) 外国籍投資信託における組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

( ) 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

( ) 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。

外国籍投資信託 マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド

親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

当ファンドの運用の基本方針に基づき、投資対象とする投資信託証券の具体的な投資先を重視して「マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を選定しました。

なお、当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストエック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月

30日付で信託約款変更を行っております。同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

## （２）【投資対象】

<訂正前>

（略）

別に定める投資信託証券とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。

外国籍投資信託 インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド

親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

（略）

### 《主要投資対象の投資信託証券の概要》

ファンド名	Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund (インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投信
表示通貨	円建て
運用の基本方針	アフリカに本拠を置く企業または、アフリカでビジネスを拡大していくことが、期待される企業の株式を主要投資対象として信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。
主な投資制限	①純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。 ②デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
決算日	原則として、毎年12月31日
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対して年1.15%(管理報酬等含む) ※ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	Investec Asset Management Limited (インベストック・アセット・マネジメント・リミテッド) ●ファンドの運用・管理等を行います。
投資助言会社	Investec Asset Management (Pty) Ltd (インベストック・アセット・マネジメント(Pty)リミテッド) ●ファンドの投資運用に対する助言を行います。

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社・投資助言会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンド名	損保ジャパン日本債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
投資態度	①主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。 ②投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 ③運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。 ④外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。 ⑤資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設定日	平成12年7月31日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年7月15日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

&lt;訂正後&gt;

(略)

別に定める投資信託証券とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。<sup>\*</sup>

外国籍投資信託 インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポ  
チュニティーズ・ファンド

親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

別に定める投資信託証券とは次のものをいいます。

外国籍投資信託 マルチ ストラテジーズ ファンド UBPアフリカン・エクイティ・  
ファンド

親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

(略)

### 《主要投資対象の投資信託証券の概要》

ファンド名	Investec Global Strategy Fund-Africa Opportunities Fund (インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投信
表示通貨	円建て
運用の基本方針	アフリカに本拠を置く企業または、アフリカでビジネスを拡大していくことが、期待される企業の株式を主要投資対象として信託財産の長期的な成長を図ることを目的とします。
主な投資制限	①純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。 ②デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
決算日	原則として、毎年12月31日
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対して年1.15%(管理報酬等含む) ※ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	Investec Asset Management Limited (インベストック・アセット・マネジメント・リミテッド) ●ファンドの運用・管理等を行います。
投資助言会社	Investec Asset Management (Pty) Ltd (インベストック・アセット・マネジメント(Pty)リミテッド) ●ファンドの投資運用に対する助言を行います。

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社・投資助言会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンド名	損保ジャパン日本債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
投資態度	①主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。 ②投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 ③運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。 ④外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。 ⑤資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設定日	平成12年7月31日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年7月15日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

### 《主要投資対象の投資信託証券の概要》

名 称	マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド (Multi Strategies Fund - UBP African Equity Fund)
形 態	ケイマン諸島籍オープン・エンド型契約型 外国投信(円建て)
運用の基本方針	アフリカに本拠を置く企業、または、アフリカでビジネスを拡大していくことが期待される企業の株式を主要投資対象として、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的とします。
主な投資制限	①純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。 ②デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
決 算 日	原則として、毎年12月31日
信託報酬等	純資産総額に対して年1.10%(管理報酬等含みます。) ※上記のほか、設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー(ロンドン支店)

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

※当ファンドは、主要投資対象である外国籍投資信託を「インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド-アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド」から「マルチ ストラテジーズ ファンド-UBPアフリカン・エクイティ・ファンド」に変更するため、平成27年11月30日付で信託約款変更を行っております。

同日以降、段階的に外国籍投資信託の入替を行いますので、一時的に新旧外国籍投資信託が混在する期間があります。

名 称	損保ジャパン日本債券マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	この投資信託は、主に日本の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
投資態度	①主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。 ②投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、客観的に同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。 ③運用期間を通じて、ポートフォリオの見直しを随時行い、個別組入銘柄変更やデュレーション調整等を行います。 ④外貨建資産については、為替変動リスクを回避するため、対円で原則100%為替ヘッジを行います。 ⑤資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
設 定 日	平成12年7月31日
信託期間	無期限
決 算 日	原則として、毎年7月15日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委 託 会 社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	みずほ信託銀行株式会社

### （３）【運用体制】

<訂正前>

（略）

平成27年4月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

<訂正後>

（略）

平成27年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

（略）

<リスクの管理体制>

（略）

（注）上図は、平成27年4月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（略）

<訂正後>

（略）

<リスクの管理体制>

（略）

（注）上図は、平成27年7月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（略）

### 4【手数料等及び税金】

#### （３）【信託報酬等】

<訂正前>

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1232%（税抜1.04%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.40%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.04%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（略）

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね2.2732%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	
インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド	1.15%	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等

上記の信託報酬等は、平成27年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要す

る費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

(略)

< 訂正後 >

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.1232%（税抜1.04%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.40%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.04%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

\* 平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.0692%（税抜0.99%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

・運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

委託会社	年率0.35%（税抜）	ファンドの運用の対価
販売会社	年率0.60%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.04%（税抜）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(略)

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね2.2732%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	
インベストック・グローバル・ストラテジー・ファンド - アフリカ・オポチュニティーズ・ファンド	1.15%	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等

上記の信託報酬等は、平成27年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

\* 平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね2.1692%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場

合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）	
マルチ ストラテジーズ ファンド U B P アフリカン・エクイティ・ファンド	1.10%	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等

上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

（略）

#### （５）【課税上の取扱い】

< 訂正前 >

（略）

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は平成27年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 訂正後 >

（略）

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

毎年、年間100万円（平成28年以降は年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度（ジュニアNISA）が開始される予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

上記は平成27年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

(略)

<訂正後>

(1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。<sup>\*</sup>

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。

ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、取得のお申込みを受付けないものとします。

(略)

### 2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

(略)

<訂正後>

(1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）<sup>\*</sup>

\*平成27年11月30日（信託約款変更適用日）以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

(略)

#### 4【受益者の権利等】

<訂正前>

(略)

##### (3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(略)

<訂正後>

(略)

##### (3) 一部解約の実行請求権<sup>\*</sup>

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ルクセンブルグ、英国のいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

\*平成27年11月30日以降は、以下の通り変更する予定です。

詳しくは、第一部 証券情報（12）その他をご参照ください。

##### (3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ヨハネスブルグ、ロンドン、ダブリンのいずれかの銀行の休業日および12月24日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

(略)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成27年4月末現在）

（略）

(2) 会社の機構（平成27年4月末現在）

（略）

<訂正後>

(1) 資本金の額（平成27年7月末現在）

（略）

(2) 会社の機構（平成27年7月末現在）

（略）

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（略）

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成27年4月末現在、計114本（追加型株式投資信託101本、単位型株式投資信託13本）であり、その純資産総額の合計は864,913百万円です。

<訂正後>

（略）

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成27年7月末現在、計118本（追加型株式投資信託103本、単位型株式投資信託15本）であり、その純資産総額の合計は810,561百万円です。

### 3【委託会社等の経理状況】

以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- 1．委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
- 2．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金		3,179,267	3,896,094
2 前払費用		133,019	94,024
3 未収委託者報酬		569,687	814,705
4 未収運用受託報酬		252,128	319,881
5 未収収益		73	107
6 繰延税金資産		57,628	85,853
7 その他		323	84
流動資産合計		4,192,127	5,210,750
固定資産			
1 有形固定資産			
(1) 建物	* 1	47,031	45,249
(2) 器具備品	* 1	10,600	12,797
有形固定資産合計		57,631	58,046
2 無形固定資産			
(1) 電話加入権		4,535	4,535
無形固定資産合計		4,535	4,535
3 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券		64,604	135,587
(2) 関係会社株式		41,085	122
(3) 長期差入保証金		193,917	161,636
(4) 繰延税金資産		110,616	132,485
(5) その他		29	29
投資その他の資産合計		410,253	429,859
固定資産合計		472,419	492,441
資産合計		4,664,547	5,703,191

区分	注記 番号	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
1			5,256		126,101
2					
		264,886		391,115	
		103,918	368,804	107,030	498,145
3			301,051		387,091
4			47,871		211,457
5			260,111		583,342
6			67,612		47,207
7			47,208		54,235
8			8,400		11,400
			1,106,316		1,918,981
流動負債合計					
固定負債					
1			59,903		64,308
2			7,625		7,760
			67,528		72,068
固定負債合計					
負債合計					
1,173,844					
1,991,050					
<b>(純資産の部)</b>					
株主資本					
1			1,550,000		1,550,000
2					
			413,280		413,280
			413,280		413,280
資本剰余金合計					
3					
			1,515,658		1,750,324
			1,515,658		1,750,324
利益剰余金合計					
株主資本合計					
3,478,938					
3,713,604					
評価・換算差額等					
1			11,764		1,462
			11,764		1,462
評価・換算差額等合計					
純資産合計					
3,490,702					
3,712,141					
負債・純資産合計					
4,664,547					
5,703,191					

## ( 2 ) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
1 委託者報酬		4,255,278		6,931,318	
2 運用受託報酬		2,330,904	6,586,183	2,410,937	9,342,256
営業費用					
1 支払手数料		2,108,094		3,520,626	
2 広告宣伝費		6,708		23,637	
3 公告費		1,780		4,180	
4 調査費		1,432,804		1,890,482	
(1) 調査費		569,905		594,023	
(2) 委託調査費		860,367		1,292,599	
(3) 図書費		2,532		3,859	
5 営業雑経費		149,262		191,429	
(1) 通信費		18,408		21,613	
(2) 印刷費		120,430		158,297	
(3) 諸会費		10,423	3,698,650	11,518	5,630,355
一般管理費					
1 給料		1,201,183		1,260,113	
(1) 役員報酬		39,975		109,183	
(2) 給料・手当		1,063,436		1,045,995	
(3) 賞与		97,771		104,933	
2 福利厚生費		96,749		102,817	
3 交際費		8,762		10,360	
4 寄付金		200		200	
5 旅費交通費		33,717		37,768	
6 法人事業税		14,646		18,444	
7 租税公課		7,341		8,301	
8 不動産賃借料		238,291		227,534	
9 退職給付費用		33,185		34,819	
10 賞与引当金繰入		47,208		54,235	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
11 役員賞与引当金繰入		8,400		11,400	
12 固定資産減価償却費		15,279		14,237	
13 諸経費		146,303	1,851,270	183,804	1,964,036
営業利益			1,036,262		1,747,864
営業外収益					
1 受取配当金		951		2,211	
2 受取利息		367		464	
3 有価証券売却益		-		1,139	
4 有価証券償還益		-		18,285	
5 為替差益		1,098		2,259	
6 雑益		1,893	4,310	3,746	28,107
営業外費用					
1 有価証券売却損		1		-	
2 雑損		2,709	2,711	221	221
経常利益			1,037,861		1,775,751
特別利益					
1 子会社清算益	* 1	-	-	124,873	124,873
特別損失					
1 固定資産除却損	* 2	325	325	31	31
税引前当期純利益			1,037,536		1,900,593
法人税、住民税及び事業 税			273,769		702,469
法人税等調整額			50,302		43,579
当期純利益			814,068		1,241,702

## （ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	701,589	701,589	2,664,870
当期変動額						
当期純利益				814,068	814,068	814,068
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	814,068	814,068	814,068
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	1,515,658	1,515,658	3,478,938

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	8,496	8,496	2,673,366
当期変動額			
当期純利益			814,068
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	3,267	3,267	3,267
当期変動額合計	3,267	3,267	817,335
当期末残高	11,764	11,764	3,490,702

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	1,550,000	413,280	413,280	1,515,658	1,515,658	3,478,938
当期変動額						
剰余金の配当				1,007,036	1,007,036	1,007,036
当期純利益				1,241,702	1,241,702	1,241,702
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	234,666	234,666	234,666
当期末残高	1,550,000	413,280	413,280	1,750,324	1,750,324	3,713,604

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	11,764	11,764	3,490,702
当期変動額			
剰余金の配当			1,007,036
当期純利益			1,241,702
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	13,227	13,227	13,227
当期変動額合計	13,227	13,227	221,438
当期末残高	1,462	1,462	3,712,141

## 重要な会計方針

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～20年

#### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4．引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法によっております。

### 5．消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

\* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当事業年度 (平成27年 3月31日)
建物	56,120千円	64,817千円
器具備品	42,124	46,725

## （損益計算書関係）

\* 1 . 特別利益の子会社清算益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
	-	米国の100%子会社であった TACT ASSET MANAGEMENT INC.の清算終了によるものであります。

\* 2 . 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
器具備品	325千円	31千円

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年 6月25日 定時株主総会	普通株式	407,036千円	利益剰余金	16,900円	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．剰余金の配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	407,036千円	16,900円	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成27年3月27日 臨時株主総会	普通株式	600,000千円	24,911円	平成26年3月31日	平成27年3月31日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1．金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。デリバティブは為替変動リスクを低減する目的で実需の範囲で為替予約取引を行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,179,267	3,179,267	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	48,854	48,854	-
資産計	3,228,121	3,228,121	-

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,896,094	3,896,094	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券	119,837	119,837	-
資産計	4,015,931	4,015,931	-
(1) 未払法人税等	583,342	583,342	-
負債計	583,342	583,342	-

注1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

## (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払法人税等

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
非上場株式	15,750	15,750
関係会社株式	41,085	122

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

## 注3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,179,166	-	-	-
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	29,028	19,825	-	-
合計	3,208,194	19,825	-	-

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	3,896,001	-	-	-
(2) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	119,837	-	-
合計	3,896,001	119,837	-	-

## 注4．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

## 1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

## 2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 3．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 122千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．その他有価証券で時価のあるもの  
前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	39,282	20,985	18,297
	小 計	39,282	20,985	18,297
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	9,572	9,590	18
	小 計	9,572	9,590	18
合計		48,854	30,575	18,278

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,217	1,200	17
	小 計	1,217	1,200	17
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	118,619	120,100	1,480
	小 計	118,619	120,100	1,480
合計		119,837	121,300	1,462

5．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	98	-	1
合計	98	-	1

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	42,174	1,171	31
合計	42,174	1,171	31

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要(出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。)

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	49,692	千円
退職給付費用	13,106	
退職給付の支払額	2,895	
退職給付引当金の期末残高	59,903	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	59,903	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,903	

退職給付引当金	59,903
---------	--------

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	59,903
---------------------	--------

(3) 退職給付に係る負債

簡便法で計算した退職給付費用	13,106	千円
----------------	--------	----

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、9,867千円でありました。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要（出向受入者に対する出向元への退職金負担額を除く。）

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	59,903	千円
退職給付費用	13,437	
退職給付の支払額	9,032	
退職給付引当金の期末残高	64,308	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	64,308	千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64,308	
退職給付引当金	64,308	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	64,308	

(3) 退職給付に係る負債

簡便法で計算した退職給付費用	13,437	千円
----------------	--------	----

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、10,316千円でありました。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
ソフトウェア損金算入限度超過額	96,962千円	112,543千円
未払事業税	19,448	41,100
未払費用否認	19,566	25,132
退職給付引当金	21,349	20,839
賞与引当金	16,824	17,930
その他	4,603	4,758
繰延税金資産小計	178,755	222,305
評価性引当額	2,815	3,071
繰延税金資産合計	175,940	219,234
<b>繰延税金負債</b>		
固定資産除去価額	1,181	896
その他有価証券差額金	6,514	-
繰延税金負債合計	7,695	896
繰延税金資産の純額	168,244	218,338

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率 (調整)	38.0%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	
住民税均等割	0.2	
税務上の繰越欠損金の利用	16.4	
評価性引当額の増減	1.8	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.5	

## 3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%になります。

その税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19,550千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

## （資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1．当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

## 2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.7%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## 3．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度		当事業年度	
	（自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日）	（自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日）
期首残高		7,492千円		7,625千円
時の経過による調整額		133		135
期末残高		7,625		7,760

## （セグメント情報等）

## セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2．地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

## 3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	453,804	-
日本興亜損害保険株式会社	253,819	-
NK S J ひまわり生命保険株式会社	179,208	-

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

## （関連当事者情報）

## 1．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等  
記載すべき重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等  
記載すべき重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	NKSJひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任 (注1)	運用受託報酬の受取り	179,208	未収運用受託報酬	95,172
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等(注2)	投資信託代行手数料の支払い	331,709	未払手数料	75,919

注1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2．取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任 (注1)	運用受託報酬の受取り	188,089	未収運用受託報酬	102,679
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	東京都新宿区	3,000,000	確定拠出年金業	-	投資信託に係る事務代行の委託等(注2)	投資信託代行手数料の支払い	371,167	未払手数料	92,290

注1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2．取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

(注2) 代行手数料の支払いについては、一般的取引条件によっております。

3．NKSJひまわり生命保険株式会社は、平成26年9月1日に商号を損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社に変更しております。

4．損保ジャパンDC証券株式会社は、平成26年9月1日に商号を損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社に変更しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（東京証券取引所・大阪証券取引所に上場）

なお、NK S Jホールディングス株式会社は、平成26年9月1日に商号を損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社に変更しております。

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	144,932.64円	154,126.69円
1株当たり当期純利益金額	33,799.80円	51,555.01円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(千円)	814,068	1,241,702
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	814,068	1,241,702
期中平均株式数(株)	24,085	24,085

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

## (1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,369百万円（平成27年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成27年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

（単位：百万円、平成27年3月末現在）

名称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
池田泉州T T証券株式会社	1,250	
岩井コスモ証券株式会社	13,500	
宇都宮証券株式会社	301	
株式会社S B I証券	47,937	
香川証券株式会社	555	
カブドットコム証券株式会社	7,196	
ちばぎん証券株式会社	4,374	
東海東京証券株式会社	6,000	
内藤証券株式会社	3,002	
西日本シティT T証券株式会社	1,575	
日産センチュリー証券株式会社	1,500	
浜銀T T証券株式会社	3,307	
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100	
マネックス証券株式会社	12,200	
みずほ証券株式会社	125,167	
むさし証券株式会社	5,000	

楽天証券株式会社	7,495	
ワイエム証券株式会社	1,270	
株式会社イオン銀行	51,250	銀行法に基づき銀行業を営んでおりま す。

# 独立監査人の監査報告書

平成27年6月4日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽柴 則央 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。